国民年金「第3号被保険者制度」縮小へ調査

いつもお世話になっております。

会社員が扶養する配偶者が加入する国民年金の「第3号被保険者制度」をめぐり、厚生労働省は本格的な調査を始めるようです。保険料負担を避けるための働き控えの実態を把握し、縮小に向けた制度の方向性を議論するとのことです。

関連する討論会を新設し、およそ2万人にアンケート調査を実施する計画があり、配偶者の扶養に入って第3号被保険者となったきっかけや、3号制度が縮小した場合に働き方をどう変えるかといった意向などを聞き取ります。また、70人程を対象に個別調査も実施し、3号となった背景に加え、育児や介護などの状況を尋ね、税や社会保険料の負担を増す年収の壁を取り巻く実態を分析します。2030年度に予定する次の年金制度改革まで時間をかけ議論を深めるとのことです。

現在、第3号の被保険者は24年度末で640万人と、30年間で半減しています。2025年度の改正年金法の付則では第3号の調査研究を行い、制度の在り方を検討するよう求める規定が盛り込まれ、自民党と日本維新の会が7月にまとめた社会保障改革の骨子でも3号を縮小する方針が明記されています。現在は社会保険の適用が拡大されています。被扶養者制度は1942年に家族給付が法定化されて始まりました。時代が変化し、核家族化や共働き世代が増加しています。財務省は、第3号被保険者制度のみならず、被扶養者の在り方についても見直しを検討すべきと指摘しているそうです。

社会保険の新規適用が拡大されると、おのずと第3号が少なくなるため半減は当然のように感じますが、今後どのように変更するか詳細はわかりませんが、もしかしたら大幅縮小、延いては廃止もあり得るのかもしれませんね。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。

〒631－0076
奈良市富雄北3－20－33－306
(有)ムシマル労務サービス
マツムラ社労士事務所
TEL 0742－47－5222
FAX 0742－47－5527
http://www.musimaru.com/
E-mail:musimaru@kcn.ne.jp